

諮問番号：平成29年度諮問第1号

答申番号：平成29年度答申第1号

答 申 書

1 審査会の結論

審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が平成29年4月10日に提起した、さぬき市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条に基づく費用徴収金決定処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるという審査庁（さぬき市長）の判断は妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が平成28年12月27日付けで審査請求人に対して行った法第78条による費用徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁が本件処分の理由とした審査請求人が受給している障害厚生年金（以下「本件年金」という。）の収入申告書への記載漏れについては、平成28年6月初め頃に預金通帳の記帳により本件年金の受給を初めて具体的に認識したことから、審査請求人が収入申告書において本件年金の受給を申告し忘れたのは同年7月20日付け収入申告書においてだけであって、単純に記載を失念したに過ぎず、審査請求人が故意に隠蔽したり、収入申告書に虚偽の内容の記載をしたものではない。

イ 処分庁は、審査請求人に対する事実確認等の必要な事実関係の調査を経ることなく、安易かつ拙速に、審査請求人による不正受給があったと決めつけて、法第78条を適用し、本件処分を行ったものであり、その違法性・不当性は明らかである。

2 審査庁の主張

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求を棄却すべきである。

(2) 理由

下記3の審理員意見書の要旨のとおりである。

3 審理員意見書の要旨

法第61条に基づく収入申告義務について、処分庁の職員は、審査請求人に対して、平成28年5月23日に「生活保護のしおり」を渡し、説明しているほか、審査請求人も「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」（以下「法第61条確認書」という。）に自署・押印をし、処分庁に提出していることから、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかにその旨を届け出なければならないことを審査請求人は認識しており、正しく申告しなければ、法の規定に基づき処分されると認識していたものと認められる。

審査請求人は、本件年金の収入を認識したのは預金通帳を記帳した6月初め頃であるとの主張であるが、認識後速やかに、処分庁に収入が変動した旨を申し出ておらず、以後、10月19日の収入申告書の提出までの約5箇月の間、本件年金の収入があったにもかかわらず、正しく申告していなかったこととなる。

このため、審査請求人の収入未申告等により保護費の過払いが生じた場合に該当し、保護の実施機関は被保護者に対し保護に要した費用の返還を求めなければならないとされていることは当然であることに加え、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に当たると考えられ、法第78条の適用が妥当であると認定することができる。

したがって、審査請求人が本件年金収入の事実を消極的に隠蔽し、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の（イ）「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」に該当するものと認定した処分庁の判断に誤りはなく、その判断に基づき、本件年金収入の未申告等により生じた保護費の過払分については、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとして、法第78条第1項による費用徴収を行うとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 調査審議の経過

平成29年8月 7日 審査庁から諮問

同月23日 第1回審議

9月13日 第2回審議

5 審査会の判断の理由

1 争点

本件審査請求の争点は、本件年金に関する申告状況が、法第78条に規定する「不実の申請その他不正な手段」に該当したと処分庁が判断する根拠としている、平成28年5月23日付け及び同年7月20日付けの収入申告書において、「恩給、年金等による収入」について「無」と記載していることが作為を加えたものであるか否かである。

2 争点について

(1) 申告義務に係る審査請求人の認識

審査請求人は、今後いかなる収入についてもすみやかに申告する義務があり、不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と判断される場合があることについての説明を受け、理解した旨の記載がある法第61条確認書に署名・押印し、処分庁に提出していることが認められる。

また、平成28年2月5日付けの収入申告書において、「仕送り等による収入」について「有」と記載して、その内容を申告していることが認められる。

したがって、審査請求人は、平成28年5月23日の時点において、何らかの収入があれば、処分庁に申告すべき義務があることを認識していたことが認められる。

(2) 本件年金収入に係る事実関係

審査請求人は、平成28年2月18日に本件年金の請求を行い、その後、同年3月31日付けで交付された厚生年金保険年金証書（以下「3月31日付け年金証書」という。）を受理し、同年5月15日に〇〇, 〇〇〇円、6月以降偶数月に〇〇, 〇〇〇円の年金を受給していることが認められる。

審査請求人から提出された反論書の添付資料②において、「初めての支払が行われるまでには、年金が決定され「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、おおむね50日かかります」と明記されていることから、少なくとも年金事務所は最初の年金支給日である平成28年5月15

日より前に3月31日付け年金証書を送付しているものと解される。

したがって、審査請求人から平成28年6月初め頃に本件年金の収入を初めて具体的に認識したという主張を裏付ける事実、証拠が提出されていないことを踏まえると、平成28年5月23日の時点において、本件年金の収入を認識していながら、同日付けの収入申告書において、「恩給、年金等による収入」について「無」と記載していることが認められる。

また、平成28年7月20日付けの収入申告書においても、「恩給、年金等による収入」について「無」と記載していることが認められる。

(3) 法令等の規定

課長通知において、法第78条の適用の判断として具体的な状況例が示されており、その中で、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」に該当する場合は、法第78条の適用が妥当であるとされている。

また、収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があったことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない、その際適用される条文は、具体的には法第63条と法第78条とに大別される中で、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の2（2）において、法第63条については、「被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない」とされ、「被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当である」とされている。

これらを鑑みると、本件は法第63条の適用ではなく、法第78条の適用が妥当であると解される。

(4) 争点に対する判断

上記の(1)から(3)までで述べたところから判断すると、審査請求人は平成28年5月23日時点において、本件年金の収入及び当該収入に係る申告義務があることを認識していたにもかかわらず、同日付け及び同年7月20日付けの収入申告書において、「恩給、年金等による収入」について「無」と記載して作為を加えたことにより保護費を受給しており、法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたもの

と認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は、本件審査請求を棄却すべきであると判断する。

なお、審議の過程において、当審査会の委員のうち1名は、審査請求人は本件審査請求が認容されたとしても特段の金銭的利益がない中で本件審査請求を提起している事実及び平成28年10月19日付けの収入申告書において、「恩給、年金等による収入」について「有」と記載し、審査請求人にとって不利益につながると言えるものを、さぬき市役所〇〇支所まで自ら持参して提出している事実を踏まえると、同年7月20日付けの収入申告書において、失念していたことによる記載誤りがあったことを反省し、収入申告書を自主的に提出して正しく申告しようとしたものであると認められ、審査請求人の主張には理由があると認められることから、本件審査請求を認容し、本件処分を取消すべきであると判断している。

このような事情も考慮の上、本件審査請求について慎重に裁決されることを望む。

さぬき市行政不服審査会

会長 古川 慎一郎

委員 吉井 匡

委員 吉原 正和